

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十二号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同條第二項中「因り」を「より」に改める。

第三十二條の三第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十六條の三の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同條第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同條第二項中「因り」を「より」に改める。

第三十七條の九第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同條第二項中「因り」を「より」に改める。

第三十七條の十二第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同條第二項中「因り」を「より」に改める。

第三十八條の六第一項中「第三項」の下に「及び第三十八條の七の二第一項」を加える。

第三十八條の七の次に次の一條を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

**第三十八條の七の二** たばこ税の申告納税者が正当な理由がなくて第三十八條の六の規定による申告書を同條に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第四十六條の次に次の一條を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

**第四十六條の二** 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなくて第四十五條の規定による申告書を同條各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合におい

ては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第六十条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第六十二条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第七十一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第七十二条の二第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十五条第一項中「受けていない者」を「受けていないもの」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第一百三十三条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第一百五十五条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

附則第八条の五の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の課税免除）

**第八条の五の二** 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

## 附 則

（施行期日）

**第一条** この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の五の次に一条を加える改正規定並びに次条及び附則第三条の規定

公布の日

二 第二十二條、第三十二條の三、第三十六條の三、第三十七條の九、第三十七條の十二及び第三十八條の六の改正規定、第三十八條の七の次に一條を加える改正規定、第四十六條の次に一條を加える改正規定並びに第六十條、第六十二條、第七十一條、第七十二條の二、第八十五條、第三百三條及び第三百五條の改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(自動車取得税に関する経過措置)

**第二條** 改正後の奈良県税条例附則第八條の五の二の規定は、前條第一号に定める日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三條** 附則第一條第二号に定める日前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。